

薬局薬剤師の員数の算出方法について

薬局で定めた就業規則に基づく薬剤師の勤務時間（以下「薬局で定める勤務時間」という。）によって算出方法が異なります。

① 薬局で定める勤務時間が週 32 時間以上の場合

常勤薬剤師（薬局で定める勤務時間の全てを勤務する者）を 1 とし、非常勤薬剤師は、その勤務時間を 1 週間の薬局で定める勤務時間により除した数とする。

【例】薬局で定める薬剤師の勤務時間が週 40 時間の薬局について、薬剤師 A は週 40 時間勤務、薬剤師 B、C は週 30 時間勤務の場合

（員数算定）

A が常勤で員数 1。B、C はそれぞれ $30/40 = 0.75$
 合計は $1 + 0.75 + 0.75 = 2.5$ 2.5 人 となる。

② 薬局で定める勤務時間が週 32 時間未満の場合

常勤薬剤師（32 時間以上勤務している者）を 1 とし、非常勤薬剤師は、その勤務時間を 32 時間で除した数とする。

【例】薬局で定める薬剤師の勤務時間が週 30 時間の薬局について、薬剤師 A は週 40 時間勤務、薬剤師 B は週 20 時間勤務、薬剤師 C は週 15 時間勤務の場合

（員数算定）

A は、32 時間以上勤務しているので員数 1。B、C は $20/32 + 15/32 = 1.09\dots$ となり、 $1 + 1.09\dots = 2.09\dots$
 （小数点第 2 位を切り捨て）2.0 人 となる。

薬局で定めた就業規則に基づく薬剤師の勤務時間 ① 時間

↓ 32 時間以上の場合

・常勤薬剤師数 ② 人

・（保健所に届出している）非常勤薬剤師の週当たりの勤務時間数の合計 ③ 時間

$$\frac{\text{② 人} + \frac{\text{③ 時間}}{\text{① 時間}}}{1} = \text{④ 人}$$

↘ 32 時間未満の場合

・週 32 時間以上勤務している薬剤師数 ④ 人

・（保健所に届出している）週当たりの勤務時間数が 32 時間未満の薬剤師の勤務時間数の合計 ⑤ 時間

$$\text{④ 人} + \frac{\text{⑤ 時間}}{32 \text{ 時間}} = \text{⑥ 人}$$